

埼玉県南児童相談所 第三者評価結果報告書

種別	児童相談所
①第三者評価機関名	
一般社団法人Riccolab.	
②施設名等	
名称：	埼玉県南児童相談所
所長氏名：	系永 悦史
③評価日程	
利用者調査：	2024年11月～12月
自己評価：	2024年11月～12月
訪問調査：	2025年1月31日（金）

④総評

【良い点】 ○「担当地区を超えて職員相互に協力・連携する等、所全体で取り組む職場風土や気軽に相談しやすい関係性のもとで一体感のある運営を展開している」 それぞれの職員を部門や地区等に分けて業務遂行する中で、必要に応じて地区をこえて職員相互に連携しながら取り組む等、所全体で一体感を保ちながら運営する職場風土が醸成されている。日頃、判断に迷った際に相談しやすい雰囲気も維持されており、子どもの権利保障や虐待防止につながる方針決定となるよう、職員が自らの専門性の発揮はもとより、学びを進めて自ら研鑽しながら適切な業務遂行となるように努めている。
【良い点】 ○「SVを中心としたチーム体制が確立しており、情報共有やアセスメントがスムーズに行われ、子どもの相談援助に取り組むことが出来ている」 相談援助についてはケース毎に担当職員が決まっているが、必ず管理職、経験豊富なSVや主任SVが含まれるチームで情報共有やアセスメントを行って、方針決定がなされる体制が確立されている。地区別等に分けられた各チームでは、定例会議以外に頻繁に協議を行う雰囲気が児童相談所内に培われており、こういった協議自体が人材育成のためのOJTにもなっている。定例の援助方針会議はオンラインで行われているが、懸案事項についての協議が既にチーム内で完結されていることで、合理的でスマートに実施されている。相談援助技術向上のための所内研修や外部派遣研修も行っているが、自主的な勉強会を所長が月1回開催しており、研鑽意欲の向上とともに、チーム形成意識の向上にも繋がっている。
【更なる改善点】 ●「処遇会議という言葉を使用していることについて、見直しを検討していくことが期待される」 援助方針会議の中で「処遇会議」という名称が見受けられる。また、児童福祉司等も「処遇」という言葉を日常的に頻繁に使用しているようである。この「処遇」であるが、現在の児童相談所運営指針の中には使用されていない言葉である。実は、平成16年度以前の運営指針において「処遇」と記されていた言葉は、平成17年度の運営指針の改正において、殆どが「援助」に修正されたからである。理由は、「処遇」の意味（人のある立場から評価して、それに相応した取り扱いをする）が時代に沿わなくなったからであるが、近年の子どもや家庭の主体性を尊重する傾向や、それに伴い子どもの意見表明する権利や参加する権利が大きく推進されていることから鑑みても妥当であったと考えられる。実際に他自治体の児童相談所では、「処遇」という言葉は聞かれない場合が多い。そのため、「処遇」という言葉の使用についての見直しを検討する必要があると考える。
【更なる改善点】 ●「市との役割分担や認識の共有を図るための取り組みの促進が期待される」 管内は東西南北とも10km余の地域であるが、外国籍の人も多い人口密集市街地で3市を担当している。そのため、児童虐待等の困難ケースも多く、迅速性・対応力等が求められ、3市及び警察、病院、家裁等との関係機関との連携は不可欠である。3市との連絡会、警察との連絡協議会、家裁との連絡会、市町の要対協への参加等で、定期的に協議の場を設けて役割分担や連携方法等を確認している。なお、市とは役割分担について文書にて明確化しているが、認識に相違がある市がある状況もみられるため、共通理解を促進する取り組みに期待したい。

実施状況

【判断基準】 ごとに、○、△、× のいずれかを選択

評価基準

- s：他児童相談所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b：「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

第三者評価結果（児童相談所）

共通評価基準（65項目）

評価項目（4項目）Ⅰ 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

	第三者 評価結果
【評価項目1】 子どもへの向き合い方は適切であるか	a
[No. 1]子どもの心情や意向に配慮した対応を行っている	○
[No. 2]子どもへの対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている	○
[No. 3]子どもに対する説明は、わかりやすいよう工夫している	○
【コメント】 子どもに対する説明は、年齢や特性、理解度に合わせて、例えば、紙に書いたりホワイトボードを用いる等、視覚でわかりやすく工夫する等により理解が進むように努めている。また、子どもの心情や意向に配慮しつつ、真意を把握できるように取り組んでいる。	

	第三者 評価結果
【評価項目2】 子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	a
[No. 4] 子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、わかりやすく説明している	○
[No. 5] 児童相談所の職員が子どものアドボカシーを行っている	○
[No. 6] 子どもが児童相談所の職員以外のアドボカシーを利用できるように説明や支援を行っている	○
[No. 7] 子どもに対して必要な心理的なケアが行えているか	○
【コメント】 子どもの権利ノートを用いた説明等を通して、子ども自身が有する権利について理解が深まるように取り組んでいる。また、県としては今年度、児童福祉審議会に意見聴取部会が設置されたことに伴い、子どもアドボカシー関連の普及啓発の動きがある中で、職員の理解も深まってきている。	

	第三者 評価結果
【評価項目3】 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	b
[No. 8] 子どもに対して必要な説明を適切に行っている	○
[No. 9] 援助方針決定前に、子どもからの意向や意見を聴いている	△
[No. 10] 援助過程において、子どもの意向や意見を聴いている	△
【コメント】 事務処理要領では、調査時点において子どもの意見・意向を必ず記録することとなっており、適宜、職員が意向を把握して記録に残している。ただし、調査場面や援助過程等、実際の業務遂行場面で、どのように説明を行い、子どもの意向や同意等を記録に残すかのフローまでは明確に示されていないため、今後、作成していくことが期待される。	

	第三者 評価結果
【評価項目4】 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	b
[No. 11] 必要な場面において、子どもの理解・同意を得るよう努めている	○
[No. 12] 子どもの相談内容や意見等を適切に把握し、援助方針に反映している	○
[No. 13] 子どもの意見を尊重し、支援内容等への反映や見直し等を行っている	○
[No. 14] 子どもの意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	△
【コメント】 子どもを担当する児童福祉司や児童心理司等を決めて、適宜、面接を行いながら子どもからの相談や意見等を把握し、援助方針等への反映に努めている。なお、子どもの意向と方針が一致しない場合に児童福祉審議会で意見聴取するしくみはなく、意見聴取部会が担うのか等、県として今後の検討が期待される。	

評価項目（4項目）Ⅱ 児童相談所の組織

○組織体制

	第三者 評価結果
【評価項目5】 児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	b
[No. 15] 児童相談所の役割を遂行しうる組織運営ができるよう工夫している	○
[No. 16] 地域の実情や相談対応件数に応じた必要な職員体制が確保されている	△
[No. 17] 必要な専門職を配置している、もしくは必要な専門職との連携体制が確保されている	○
[No. 18] 夜間・休日の通告・相談や緊急保護に対応する体制が整っている	○
【コメント】 児童相談所の現状や課題に応じた職員体制となるために職員数を増やしてきている一方で、相談対応件数の増加や休職者が一定数いること等の理由で人材が不足し、結果として職員の負担増がみられている。引き続き、実態に則した職員体制の確保に努めていくことが望まれる。	

	第三者 評価結果
【評価項目6】 組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	a
[No. 19] 児童相談所内の相談受付から援助までの手順が明確になっている	○
[No. 20] 組織的な判断や対応が行われている	○
[No. 21] 経験の少ない職員については、複数の職員で対応する体制をとっている	○
[No. 22] 職員間での情報共有が図られている	○
【コメント】 初期調査班を設置したことや、地区を超えて所の職員全体で取り組む職場風土が醸成されていること等で、日頃から判断に迷った際も含めて職員間で情報共有を行いながら、適切な対応となるように努めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目7】 職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	b
[No. 23] 適正な就業状況が確保されている	○
[No. 24] 職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みがなされている	△
[No. 25] 職員が安心・安全に働ける職場環境が確保されている	○
【コメント】 時間外労働については県庁共通のシステムにより注意を喚起するしくみが機能している他、男性職員も含めて産休や育休を取得しやすい環境となっている。また、業務が集中している職員を他の職員がフォローする対応等も行いながら負担軽減に取り組んでいる。一方、いわゆるカスタマーハラスメントへの対応や、紙とデータで情報管理していること等が課題としてあがっているため、今後、改善に向けて取り組んでいくことが期待される。	

○職員の資質向上・業務改善	第三者 評価結果
【評価項目8】 児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	a
[No. 26]業務改善を行う仕組みがある	○
[No. 27]業務の手順やツール等の見直しを定期的に行っている	○
[No. 28]設置自治体による監査等が定期的に行われている	○
【コメント】 所定の会議で業務改善に向けた検討を行い、結果を職員へ周知する形で業務の質の向上を図っている。また、事務処理要領の見直しを年1回、定期的に行っている他、県の監査についても、現地調査を2年に1回実施する等により、適正を図っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目9】 児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	a
[No. 29]児童福祉司等の職員に必要な研修等を受講させている	○
[No. 30]ケースワークを通じた職員育成に取り組んでいる	○
[No. 31]職員の専門性（能力・スキル）を確認する仕組みがある	○
[No. 32]児童福祉司等の専門性を確保するための採用・異動の取り組みを行っている	○
【コメント】 所内での研修会を計画的に実施している他、県の中央児童相談所等が企画する研修や、外部の研修へ職員を積極的に派遣する等により、年間を通して学びの機会を用意している。また、SVと話し合う機会等を通して職員に必要とされる専門性や業務の習熟度を確認しつつ、適宜、助言等を行っている。	

○情報管理に関する事項	第三者 評価結果
【評価項目10】 情報の取り扱いが適切に行われているか	a
[No. 33]情報の秘匿性に十分に配慮した慎重な対応を行っている	○
[No. 34]個人情報の保護・管理が適切に行われている	○
【コメント】 児童相談所に蓄積される情報の管理については、県の規程に基づき適切な取り扱いとなるように取り組んでいる。例えば、虐待対応の際に関係機関と情報をやりとりする際には、虐待対応であることを明示しながら進め、十分な情報収集と適切な情報管理となるよう取り組んでいる。	

	第三者 評価結果
【評価項目11】 児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	a
[No. 35] 児童記録票の作成形態や管理方法は適切である	○
[No. 36] 児童記録票に記載すべき情報が全て記載されている	○
[No. 37] 児童記録票について、所内での決裁を得ている	○
[No. 38] 児童記録票は必要な期間保管されている	○
【コメント】	
児童記録票の作成形態や管理方法、記載すべき情報内容、決裁のしくみ等、一連の記録業務については県の事務処理要領等で明確に定められており、把握した情報が記録に残るように努めている。なお、データ入力された情報は閲覧可能である一方、電子決裁のしくみはなく、プリントアウトして管理職が押印する形で決裁している。	

○児童虐待や児童相談所の業務に関する広報活動について	第三者 評価結果
【評価項目12】 児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか	a
[No. 39] 児童虐待や児童相談所に対する地域の理解促進のための取り組みを行っている	○
【コメント】	
児童相談所についての広報活動全般については本庁が実施する一方で、管内市や病院等からの依頼があった場合に講師を引き受けて、児童相談所の役割や機能、現状等について直接説明する機会を持っている。	

評価項目（20項目）Ⅲ 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

○通告・相談対応	第三者 評価結果
【評価項目13】 相談・通告の受付体制が確保されているか	a
[No. 40] 適切な相談受付の体制が確保されている	○
[No. 41] 障がい者（児）や日本語が十分でない相談者からの相談受付を行うために必要な措置がとられている	○
【コメント】	
管内に外国人が多く暮らしており、実際に外国人からの相談等が多い中、一定の言語については対応可能な職員が担当したり、翻訳アプリを利用することで対応している。事前に準備が可能な場合には、通訳の協力を得て面接を行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目14】 相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	a
[No. 42] 相談者や通告者から必要な情報収集を行っている	○
[No. 43] 相談者や通告者の状況に配慮し、受容的かつ子どもの安全を優先した対応を行っている	○
[No. 44] 子どもの所属機関や関係機関等からの情報収集を行っている	○
【コメント】 相談者や通告者からの通報について、電話で対応した職員が責任を持ち初期調査を行うことを基本とする等、全職員が適切に対応できるように備えている。その後、初期調査班をはじめ、整えられた組織体制のもとで、必要な情報収集や子どもの安全を最優先した対応となるように取り組んでいる。	

○受理	第三者 評価結果
【評価項目15】 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	a
[No. 45] 受理会議（緊急受理会議）は適切に行われている	○
[No. 46] 検討すべき全てのケースについて、受理会議で検討・判断されている	○
[No. 47] 受理会議において確認・検討・決定すべき事項が確実に協議されている	○
[No. 48] 緊急受理会議において、安全確認の必要性や方法について適切に判断されている	○
[No. 49] 受理会議の内容について適切に記録が保存されている	○
【コメント】 受理会議を毎週木曜日に定例開催している他、緊急受理会議を随時開催しながら、迅速かつ適切な判断となるように努めている。それぞれの会議で検討された結果を会議録を作成して記録し、役職者が決裁し管理している。	

	第三者 評価結果
【評価項目16】 受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか	a
[No. 50] 受理したケースについて、必要な確認や手続き等を行っている	○
【コメント】 受理するケースのうち、夜間・休日等の時間外電話受付は外部委託により行っている他、身柄付きの場合に夜間は一時保護所が受け付けて所長の指示の下で対応している。また、休日については交代制の連絡調整員が受け付け、交代制の担当S Vが所長の指示の下で対応する等、年間を通して体制を整えている。	

○子どもの安全確認・安全確保	第三者 評価結果
【評価項目17】 子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	a
[No. 51] 通告受理後、速やかに安全確認が行われている	○
[No. 52] 目視による安全確認が実施されている	○
[No. 53] 家庭訪問等での安全確認ができない場合に必要な措置がとられている	○
[No. 54] 安全確認が適切な体制で実施されている	○
[No. 55] 安全確認等を市区町村や他機関に依頼する場合に、適切な対応を行っている	○
[No. 56] 拒否的な保護者に対して、法に基づき適切に対応を行っている	○
【コメント】 子どもの安全確認・安全確保を適切に実施するために、すべてのケースについて48時間以内に目視で確認することを原則として取り組んでいる。必要に応じて、公的・公共的機関等へ依頼して、必要な情報提供や具体的な依頼内容を明確に伝えて協力を得ながら進めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目18】 一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	a
[No. 57] 一時保護の要否について、適切な判断及び迅速な対応が行われている	○
【コメント】 子どもの安全を最優先し、リスクアセスメントツール等で判断基準を明確にしたうえで一時保護の必要性を判断し保護している。一時保護所の定員や職員対応等を理由として、子どもの保護を断念したことはない状況となっている。	

	第三者 評価結果
【評価項目19】 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか	a
[No. 58] 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されている	○
【コメント】 通告受理票や初期調査等の記録については、担当する職員が適切に行える体制を整えて運営している他、特に虐待通報の場合は、S Vに報告し、指示に基づく形で初期調査を行うことで、必要な情報が記録に残るように取り組んでいる。	

○調査・アセスメント	第三者 評価結果
【評価項目20】 アセスメントに必要な調査が行えているか	a
[No. 59] 調査により必要な情報が適切に把握できている	○
[No. 60] 適切な調査が行える体制・方法をとっている	○
【コメント】 子どもや家族の状況を適切に把握するために、リスクアセスメントシートや家族支援評価シート等、所定のアセスメントツールを用意して情報収集している。SVが状況を確認し、適宜、担当職員へ助言や指導を行いながら、必要な情報把握と適切なアセスメントとなるように努めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目21】 アセスメントが適切に行われているか	a
[No. 61] 多角的・重層的な診断を行っている	○
[No. 62] 把握された情報がアセスメントに十分に反映されている	○
[No. 63] きょうだいを含め、家族全体のアセスメントが行えている	○
[No. 64] アセスメントシートが市区町村等の関係機関と共有されている	○
[No. 65] アセスメントの結果が児童記録票に記載されている	○
【コメント】 子どもや家族の状況に応じて、医師等の専門職や関係機関の意見等も確認しながら適切なアセスメントとなるように取り組んでいる。なお、アセスメント結果について、市区町村等の関係機関とシートそのものを共有するのではなく、関係する情報について共有する形で連携を図っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目22】 特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	a
[No. 66] 特定妊婦に対するアセスメントが適切に行われている	○
[No. 67] 転居ケースに対するアセスメントが適切に行われている	○
[No. 68] 転居先が不明な子どもについて適切な調査等が行われている	○
[No. 69] 居所不明な子どもについて適切な調査等が行われている	○
【コメント】 特にリスクの高いケースのうち、特定妊婦に対するアセスメントは所ではなく要保護児童対策地域協議会を通じて関与する形で把握している。また、転居ケースについては住民基本台帳システムだけでなく関係機関から情報を得ている他、必要に応じてCA情報を確認している。	

○援助方針の策定	第三者 評価結果
【評価項目23】 援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	a
[No. 70] 援助方針会議が適切な頻度で開催されている	○
[No. 71] 総合診断を踏まえ、多角的・重層的な検討を行うための体制が確保されている	○
[No. 72] 援助方針会議で検討すべき全ての事例の検討が行われている	○
[No. 73] 援助方針会議の記録が適切に作成・保存されている	○
【コメント】 援助方針会議は、毎週木曜日午前中に定例で開催されている。「診断ケース」「処遇ケース」「受理ケース」の順で検討されている。職員数の増加とコロナウイルス感染防止のため、60名近い職員が一堂に会することを止め、オンラインで会議をするようになった。検討するケースについては、事前に管理職やS Vを含む各チーム内で揉まれているため、質疑も少なく、会議はスムーズな進行であった。会議に医師等他職種の職員等の参加はないが、必要に応じて事前に意見聴取は行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目24】 援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	b
[No. 74] 子どもの自立と自己実現を援助する、子どもの最善の利益を優先するための援助方針が選択されている	○
[No. 75] 援助方針の決定にあたり、保護者等の相談内容や意見等を把握し、援助方針に反映している	○
[No. 76] 一時保護所や一時保護委託先、市区町村等の関係機関の意見を聴き、援助方針に反映している	△
[No. 77] 市区町村への委託または送致を行うケースに関する判断が適切に行われている	△
[No. 78] 子どもや保護者等の状況に応じ、必要と判断される場合には福祉事務所や家庭裁判所への送致等を行っている	○
[No. 79] 児童福祉審議会の意見を尊重して援助方針が決定されている	○
[No. 80] 子ども最善の利益を確保するために、必要に応じ家庭裁判所に対する家事審判の申し立てを行っている	○
【コメント】 援助方針の決定については、管理職やS Vを含むチーム内で十分に揉まれており、子どもの最善の利益を優先して行われている。関係機関である管轄市の意見等の把握については十分でない場合もあり、管轄市への委託や送致に関しても連携が取りにくい場合があるため、県と市の役割分担や協働の枠組み作りを推進することが期待される。	

	第三者 評価結果
【評価項目25】 援助方針の内容は適切か	a
[No. 81]援助方針として定めるべき事項が記載されている	○
[No. 82]援助方針として必要な視点が盛り込まれている	○
[No. 83]援助方針が児童相談所や関係機関の役割や援助能力等を踏まえた現実的なものとなっている	○
[No. 84]援助方針の策定・決定が適切に行われている	○
【コメント】	
援助方針は、県で策定されている事務処理要領に基づいて行われている。ソーシャルワークについては、職員によってはサインズオブセーフティを学び、その視点を取り入れたアプローチを行う等、職員毎に方法は異なるが、最終的に援助方針の策定はチーム体制が確立された中で、適切な内容を担保されるようにしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目26】 市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	b
[No. 85]市区町村への委託や送致にあたっては、市区町村との協議を十分に行っている	△
[No. 86]援助方針について、市区町村への説明を行っている	△
[No. 87]援助方針について、市区町村からの意見等を確認し、援助方針に反映している	△
[No. 88]市区町村への委託や送致を行う前に、市区町村の合意を得ている	△
[No. 89]市区町村への委託や送致に伴い、要対協の要保護・要支援児童として登録されていることを確認している。	○
【コメント】	
管轄市によっては連絡や連携がうまく行かず、委託や送致が滞るケースがある。そのため、本来、市で対応するケースを児童相談所が対応している場合もある。以前は、相互に意識の高い職員がいて、県から市への委託や送致がスムーズに行った時代もあったため、再びそのような関係性を構築していくことが望まれる。	

○在宅指導	第三者 評価結果
【評価項目27】 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	a
[No. 90]在宅指導の計画は、支援内容や支援体制が明確で適切な内容となっている	○
[No. 91]子どもに対して必要な支援を計画的に実施している	○
[No. 92]複数の関係機関が関与するケースについて、効果的な連携を行うための調整等を行っている	○
【コメント】	
支援を開始するにあたって、児童福祉司指導や継続指導の理由や方法を子どもにも保護者にも丁寧に説明するようにしている。また、在宅指導中に扱っているケースが重大事案にならないように、各地区の担当職員が留意しながら、関係機関と連携しながら、指導を行っている。	

○進行管理・援助方針等の見直し	第三者 評価結果
【評価項目28】 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	a
[No. 93]組織的な進行管理により、ケースの状況変化の把握・判定を行っている	○
[No. 94]養育環境の変化等、リスクが増大する可能性がある場合には、再アセスメントを行っている	○
【コメント】 組織的な進行管理は、当児童相談所の優れた点である。各ケースの状況変化の把握や判定については、管理職、SV、主任SVを含むチームにより適宜協議され、適切に行われている。進行している援助方針についても、ケースの再アセスメントを定期的に行って、所長まで把握がなされており、進行管理が行われている。	

	第三者 評価結果
【評価項目29】 指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	b
[No. 95]一時保護後の状況について、必要に応じて市区町村への情報共有を行っている	○
【コメント】 一時保護後の状況については、必要に応じて管轄市への情報共有を行っている。なお、一時保護を終えた後、管轄市への委託や送致が必要となった場合のスムーズな連携ができる体制作りや関係性の構築が課題となっている。	

○管轄する児童相談所の変更	第三者 評価結果
【評価項目30】 児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	a
[No. 96]居所と住所が異なる場合について、管轄する児童相談所は子どもの福祉を最優先して決定されている	○
[No. 97]「移管」及び「情報提供」の判断が適切に行われている	○
【コメント】 他の児童相談所との移管や情報提供は、子どもの福祉を優先し決定している。必要な情報があれば相手方の児童相談所に提供してもらい、情報の依頼があれば当児童相談所からも丁寧に提供するようにしている。一時保護後に保護者が転居するケースも見られるが、そういったケースにも速やかに対応するようにしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目31】 「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	a
[No. 98] 援助方針について、情報提供先または移管先の児童相談所と事前協議を行っている	○
[No. 99] 移管までの援助が適切に行われている	○
[No. 100] 児童相談所が適切な支援を行えるよう、必要な情報を提供している	○
[No. 101] 移管先の児童相談所への連絡・引継ぎが適切に行われている	○
【コメント】 毎年度、数例の他児童相談所への移管例があるが、相手方の児童相談所との申し合わせに基づいて、事前協議を重ねた上で慎重に対応している。事前協議は極力対面で行い、詳細な情報も引き継ぐようにしている。相手方の児童相談所から不足する情報についての収集依頼があれば、速やかに確認している。	

	第三者 評価結果
【評価項目32】 「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	a
[No. 102] 情報提供を受ける児童相談所において、必要な支援等が行えるよう協議している	○
[No. 103] 移管元の援助方針を継続し、速やかに対応している	○
[No. 104] 移管手続き完了後1か月が経過した時点で、アセスメント及び援助方針の見直しを行っている	○
[No. 105] 移管元の児童相談所からの連絡・引継ぎは適切に行われている	○
【コメント】 「情報提供」や「ケース移管」については、必ず、所内において緊急受理会議を開催して検討している。移管元の児童相談所とは、事前に十分な情報交換を行い、移管に遺漏が無いように務めている。情報が不足している場合には、移管元の児童相談所に対して更なる情報提供を求めている。	

評価項目（14項目）Ⅳ 社会的養護で生活する子どもへの支援

○援助方針の策定に関する調整

	第三者 評価結果
【評価項目33】 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	b
[No. 106] 家庭での養育が困難または適切でない子どもの保護に関する支援方針は適切である	○
[No. 107] 措置先の選定は適切に行われている	△
[No. 108] 措置先の施設所在地や里親の居住地の市区町村及び関係機関との連携が図られている	○
【コメント】 措置先の選定については、まず家庭養護を主に検討を行い、家庭養護では難しいケースの場合には施設養護の代替策を検討するようにしている。なお、措置先が満床等の理由で見つからない場合もあり、待機のため一時保護期間が長くなっている子どももいる。この状況については、今後、解消していかなければならない課題である。	

	第三者 評価結果
【評価項目34】 里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	b
[No. 109] 里親や施設等、他機関との連携による支援を行うケースについては、援助指針について他機関との協議・連携を行っている	○
[No. 110] 里親や施設等に対し、支援に必要な情報等を適切に提供している	○
[No. 111] 里親や施設等との連携による支援を行うケースについては、自立支援計画の策定にあたり里親や施設等との協議・連携を行っている	△
【コメント】 里親や施設等への措置に当たっては、事前に調整を行っている。里親の自立支援計画は、児童相談所が主となって策定しているが、里親との協議までには至っていない。一部、里親との連携がうまく行かないケースもあるようだが、計画策定の段階で里親を交えた意見交換を十分に行うことが重要である。	

	第三者 評価結果
【評価項目35】 措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	a
[No. 112] 里親との交流や入所先施設見学などの機会を設けている	○
[No. 113] 医療機関の医師等、援助にかかわる支援者との顔合わせ等の機会を設けている	○
【コメント】 措置開始や措置変更にあたっては、事前の里親との交流や入所先施設の見学を原則として行っている。交流や見学前には動機づけや説明を行い、交流や見学後には子どもの気持ちの確認を行っている。また、援助に関わる支援者との連携の機会も設けるようにしている。	

○社会的養護時における援助	第三者 評価結果
【評価項目36】 里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	b
[No. 114] 子どもや支援の状況を定期的に把握している	○
[No. 115] 把握した子どもや支援の状況に基づき、必要な指示・援助・対応の検討等を行っている	○
[No. 116] 支援開始後にも措置先や委託先（里親支援機関等）からの意見等を尊重している	△
【コメント】 適宜、施設や里親への訪問を行っている。他に「施設訪問調査」として、必ず施設や里親を訪問して、支援内容の把握はなされ、検討も行われている。なお、施設の自立支援計画策定について、児童相談所の意見が反映されること、逆に児童相談所の援助指針策定について施設の意見が反映されることについてはまだ十分ではないようなので、児童相談所と里親や施設の意見交換や連携が更に推進されることを期待する。	

	第三者 評価結果
【評価項目37】 援助方針の見直しが適切に行われているか	a
[No. 117] 定期的に援助方針の見直しを行っている	○
[No. 118] 再アセスメントの結果を踏まえ、援助方針の見直しを行っている	○
【コメント】 毎年6月、9月、2月に所長を含めて、チーム内でケースの状況変化の内容を踏まえて、再アセスメントを実施して、全ケースの援助方針の見直しを行っている。見直しがなされた援助方針については、書面で保管されており、所長自身もその援助方針について十分に把握している。	

	第三者 評価結果
【評価項目38】 自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、施設等との連携を密に行っているか	b
[No. 119] 自立支援計画の策定にあたり、施設等に対し、必要な指導・助言等を行っている	○
[No. 120] 自立支援計画について定期的なモニタリングを行い、必要な見直しが行われている	△
【コメント】 施設から提出された自立支援計画票を確認した上で必要な指導、助言を行っている。通常の施設訪問時に自立支援計画について確認を行っている。施設の求めがあれば、自立支援計画策定のための施設訪問も行っている。なお、自立支援計画は施設が独自に策定するものではなく、児童相談所援助指針との整合性が求められるので、全ケースについて策定前に施設と連携しながら、情報交換を行っていくことも必要である。	

	第三者 評価結果
【評価項目39】 面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	a
[No. 121] 面会・通信制限が必要なケースについて、適切に制限をかけている	○
[No. 122] 面会・通信制限が必要最低限のものとなっている	○
[No. 123] 面会・通信制限を解除するにあたって、適切な判断・手続きを行っているか	○
[No. 124] 接近禁止命令の発出にあたっては、関係する機関等との連携体制を構築している	○
【コメント】 面会・通信制限や接近禁止命令は慎重に取り扱っており、今年度はそういった措置を行っていない。必要なケースがあれば、子どもに及ぼす影響を検討し、発出理由の妥当性を考慮して、関係機関との情報共有や連携体制を確保して、適切に手続きを進めていくことになっている。	

	第三者 評価結果
【評価項目40】 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	b
[No. 125] 入所施設等に対する子どもからの苦情や不満等が聞かれた場合に必要な対応を行っている	△
[No. 126] 里親や施設等と、親権者等との調整が必要な場合に適切な対応を行っている	○
[No. 127] 里親や施設等による懲戒にかかわる権限の濫用や虐待等が疑われる場合に、必要な対応を行っている	○
【コメント】 子どもに関する苦情や異変を察知した場合には速やかに情報収集を行い、対応するようにしている。被措置児童等虐待が疑われるケースがあれば、主管課と連携して対応を行っている。なお、埼玉県としての子どもの意見・意向表明に向けた環境整備がまだ進捗中なので、早急な対応が望まれる。	

○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長	第三者 評価結果
【評価項目41】 一時帰宅における対応が適切に行われているか	a
[No. 128] 一時帰宅について、慎重なアセスメント及び判断を行っている	○
[No. 129] 他自治体への一時帰宅を行う場合には、双方の児童相談所で必要な協議・情報共有を行っている	○
【コメント】 一時帰宅については、子どもや保護者の意向だけで判断するのではなく、児童相談所として事前に家庭環境等の確認を行い、アセスメントシートを使った慎重な検討と判断を行って実施している。一時帰宅先が遠方の場合は、管轄の児童相談所に調査を依頼して意見を求め実施するようにしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目42】 措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	b
[No. 130] 施設入所中から、要対協や関係機関等との情報共有を行っている	△
[No. 131] 措置や指導等の終結について、子どもや里親、施設等からの意見を十分に聴いている	○
[No. 132] 措置の解除等については援助方針会議等において組織的かつ総合的な視点から判断している	○
[No. 133] 措置や指導等を終結する際には、その理由を明確にしている	○
【コメント】 措置の解除等に当たっては、児童及び保護者、関係機関の意見を踏まえ、援助方針会議において検討し決定している。必要に応じて個別ケース検討会議を開催している。なお、施設入所になった場合に要対協が終結してしまうため、情報共有がない状態になる場合があるので、取り決めの再考が必要と考える。	

	第三者 評価結果
【評価項目43】 措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	a
[No. 134] 措置解除に向けて、必要となる支援等について適切に判断している	○
[No. 135] 措置解除後にも必要な支援が受けられるよう、関係機関等との調整を十分に図っている	○
【コメント】 必要に応じて地域関係者も含めた個別ケース検討会議を開催し、支援体制や役割分担の確認をしている。その際には保護者に参加してもらうこともある。確認や調整は十分に行われているようだが、措置解除後の援助計画等の策定も期待したい。	

	第三者 評価結果
【評価項目44】 入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	a
[No. 136] 虐待の再発防止等、子どもの安全確保に関する対応が十分に行われている	○
[No. 137] 子どもの生活や精神面の安定を図るために必要な支援等を行っている	○
[No. 138] 子どもの状況に応じ、在所期間の延長等を行うなど、必要な支援が受けられるようにしている	○
【コメント】 措置解除後について、虐待ケースの場合は安全対策が現実的に機能するかを慎重にしながら進めるとともに、子ども自身にも安全対策の内容について説明し、意見も確認しながら取り組んでいる。また、施設や里親と在所期間の延長も含めて話し合いを進め、子どもに必要な支援が継続できるように努めている。	

○児童自立生活援助等	第三者 評価結果
【評価項目45】 子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	a
[No. 139] 児童自立生活援助の対象の子どものうち、継続した支援等が必要な子どもを適切に支援につなげている	○
[No. 140] 児童自立生活援助を実施している子どもについて、必要な支援を継続して行っている	○
[No. 141] 児童自立生活援助の実施を解除するにあたっては、児童の自立に向けて必要な情報提供等の支援を行っている	○
【コメント】 児童自立生活援助が必要な子どもには、丁寧に説明をし子どもの意向を確認した上で、援助方針会議で検討し決定している。自立援助ホーム入所後は、支援の大部分を施設に委ねている。子どもの状況に変化がある時等に、自立援助ホームから連絡を受けている。	

	第三者 評価結果
【評価項目46】 18歳以上の未成年に対しても、必要な支援等を行っているか	a
[No. 142]18歳以上の未成年に対し、必要な支援等を行っている	○
【コメント】 18 歳以上の成年の支援は、必要に応じて自立支援事業等を活用している。措置延長についても、自立に向けた生活力等を検討し、必要な支援をしている。	

評価項目（5項目）Ⅴ 社会的養育の推進

○里親相談への対応・家庭養護の推進

	第三者 評価結果
【評価項目47】 家庭養護を推進するためのフォostリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	a
[No. 143]家庭養護を推進するための仕組み・体制の構築に取り組んでいる	○
[No. 144]里親制度に対する理解促進、登録里親数増のための取り組みを行っている	○
[No. 145]里親の専門性の向上に向けた取り組みを行っている	○
[No. 146]里親の登録・認定の判断、名簿管理を適切に行っている	○
【コメント】 家庭養護を推進するために、里親推進担当児童福祉司と里親支援員を配置している。里親支援はフォostリング機関等と連携して取り組んでいる。里親登録者増のために、里親入門講座、里親体験発表会を開催している。里親の専門性の向上のために、定期的な研修を実施している。里親の登録・認定の判断、名簿管理等も適切に行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目48】 里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか	a
[No. 147]里親を希望する者からの相談を受けた場合には、受理会議で検討し、必要な調査・認定等を行っている	○
【コメント】 里親希望者には、里親推進担当の職員が話を聞き、里親制度及び社会的養護についてと里親登録までの手続きについて丁寧に説明している。里親相談は受理会議で検討し、家庭状況、環境、養育姿勢等を訪問調査し、認定可否は所内会議で決定している。	

	第三者 評価結果
【評価項目49】 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	a
[No. 148] 養子縁組の適切性について十分に判断している	○
[No. 149] 養子縁組を行うことについて子どもや実親等の同意を得ている	○
[No. 150] 養子縁組希望者に対し、必要な説明を十分に行っている	○
[No. 151] 養子縁組の成立に向けて必要となる手続き等の支援を行っている	○
【コメント】 養子縁組の適切性については、所内会議で検討している。養子縁組にあたっては、里親の事情でなく養育環境、姿勢等で判断し、子どもの意思確認と実親に十分説明し同意を得て進めている。養子縁組希望者には、養子縁組の制度及び真実告知についての研修で説明している。養子縁組の手続きは、児童相談所から説明し、必要な書類を用意し申し立てをしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目50】 養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	a
[No. 152] 養子縁組成立後も、必要な支援等を行っている	○
【コメント】 養子縁組成立後は、6 か月は継続指導で里親推進担当児童福祉司が訪問等で様子を確認している。また、里親から希望があれば半年過ぎても継続し支援している。	

	第三者 評価結果
【評価項目51】 民間あっせん機関による養子縁組に対して必要な支援を行っているか	a
[No. 153] 民間あっせん機関による養子縁組が適切に行われるよう、日頃から必要な連携等を行っている	○
[No. 154] 民間あっせん機関が養子縁組を行うにあたり、必要な支援等を行っている	○
[No. 155] 民間あっせん機関が養子縁組をした子どもに対し、必要に応じて支援を行っている	○
[No. 156] 民間あっせん機関が事業を廃止しようとした場合に必要な対応を行っている	○
【コメント】 民間あっせん機関から情報提供があった場合は、養育者が同居児童の届け出を提出しているかを確認し、届け出をしてない場合はするように伝えている。届け出があった際は、受理し担当児童福祉司を決めて訪問調査をし養育状況を確認している。	

評価項目（5項目）VI 家族とのかかわり・家族への支援	第三者 評価結果
【評価項目52】 保護者への向き合い方は適切であるか	a
[No. 157] 保護者への対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている	○
【コメント】 保護者との面接では、アセスメントに必要な質問をし、ケースへの理解を深めるようにしている。指導的にならないように共感、傾聴をベースに、ホワイトボードや紙等に図、絵等で視覚化し気づきができるように対応している。面接後にスーパーバイズをしている。	

○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取	第三者 評価結果
【評価項目53】 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	a
[No. 158] 保護者に対して必要な説明を適切に行っている	○
[No. 159] 保護者に対する説明は、わかりやすいよう工夫している	○
[No. 160] 援助方針決定前に、保護者からの意向や意見を聴いている	○
[No. 161] 援助過程において、保護者の意向や意見を聴いている	○
【コメント】 保護者への説明は、ホワイトボードや紙等使って面接内容をわかりやすいように工夫するなど、丁寧に対応している。援助過程や援助方針決定前等に、保護者からの意向や意見を聴いている。	

	第三者 評価結果
【評価項目54】 保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	a
[No. 162] 必要な場面において、保護者の理解・同意を得るよう努めている	○
[No. 163] 保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	○
【コメント】 在宅指導や一時保護及び入所措置等の必要な場面において、保護者の理解・同意を得るよう努めている。なお、保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合については、児童福祉審議会の意見を聴取している。	

○保護者に対する指導・支援	第三者 評価結果
【評価項目55】 保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	a
[No. 164] 保護者に対して必要な支援や指導を計画的に実施している	○
[No. 165] 保護者が指導や勧告に従わない場合に適切な措置を講じている	○
【コメント】 市等との関係機関と連携し、保護者に対して必要な支援や指導を計画的に実施している。必要に応じて個別ケース会議を開催し、対応を協議するようにしている。なお、保護者が指導や勧告に従わない場合は、一時保護等の措置を講じて子どもの福祉を守っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目56】 親子分離中の保護者に対し、親子再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	a
[No. 166] 親子の再構築に向けた支援計画を作成している	○
[No. 167] 親子の再構築に向けた適切な支援を行っている	○
【コメント】 親子の再構築に向けては、家庭支援担当児童福祉司が家族支援プログラムを作成し、アセスメントを行ったうえで、必要な支援を決定している。	

評価項目（9項目）Ⅶ 市区町村や関係機関との連携

○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築

	第三者 評価結果
【評価項目57】 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	b
[No. 168] 市区町村との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている	△
[No. 169] 警察や医療機関、その他関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている	○
【コメント】 3市を担当し、丁寧に対応することを心がけている。3市との連絡会、警察との連絡協議会、家裁との連絡会、市町の要対協への参加等で、定期的に協議の場を設けて役割分担や連携方法等を確認している。なお、市とは役割分担について文書にて明確化しているが、認識に差異がある市があり共通理解が図れる取り組みに期待したい。	

	第三者 評価結果
【評価項目58】 児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	a
[No. 170]役割分担や連携方法等について協議を行っている	○
[No. 171]相互理解を深めるための、職員同士の交流機会などをつくっている	○
【コメント】	
市との連絡会等や要対協の会議への参加等で、協議・交流を促進している。市から児童相談所の援助方針会議の傍聴はあるが、相互理解と相互交流を深めるためにも、児童相談所職員の市の援助方針会議への参加に期待したい。	

○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導への協力・支援	第三者 評価結果
【評価項目59】 市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	a
[No. 172]市区町村からの事案送致の相談について、迅速かつ適切に対応している	○
[No. 173]市区町村からの日常的な相談や依頼に対して、迅速かつ適切に対応している	○
【コメント】	
市からの事案送致の相談・依頼については、迅速かつ適切に対応している。市が中心になって対応することが適切なケースについては、どのような調査・支援方法等が適切かを助言している。	

	第三者 評価結果
【評価項目60】 市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	a
[No. 174]専門的な知識及び技術に関する支援を適切に行っている	○
[No. 175]児童相談所としての役割・機能を適切に実施している	△
[No. 176]市区町村における児童虐待に関する相談・対応機能の強化のための事業を実施している	○
[No. 177]子ども家庭総合支援拠点がある場合には、適切な連携を行っている	○
【コメント】	
市が行う相談対応・調査・指導に対し、要対協実務者会議や個別ケース会議等で助言している。管内市の職員の児童虐待等への対応力向上を図るために、援助方針会議の傍聴、キーパーソン養成研修等実施している。	

○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援	第三者 評価結果
【評価項目61】 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	a
[No. 178] 要対協の実務者会議に児童相談所が参加している	○
[No. 179] 要対協が期待する役割を果たせるよう、必要な助言・指導等を行っている	○
[No. 180] 要対協が調整機関としての機能を発揮するために、必要な助言・指導等を行っている	○
【コメント】 地域のネットワークを構築し、支援力の向上のために要対協があり、児童相談所はその目標のために中核となる役割を認識している。原則管内全ての要対協の実務者会議に地区担当児童福祉司が出席し、必要な助言等をしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目62】 市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	a
[No. 181] 適切な内容・頻度で研修を実施している	○
[No. 182] 研修以外の資質向上の取り組みを行っている	○
【コメント】 児童相談所で行う一時保護等に関する研修会に、市職員も参加している。また、一時保護所での実習体験等も実施して、市の子ども家庭相談等の担当職員の資質向上に関する取り組みをしている。	

○都道府県児童福祉審議会との連携	第三者 評価結果
【評価項目63】 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見を聴いているか	b
[No. 183] 必要なケースについて児童福祉審議会からの意見を聴取している	○
[No. 184] 児童福祉審議会への情報提供を適切に行っている	○
[No. 185] 子どもや保護者等に対し、児童福祉審議会に意見を聴取すること、また意見の内容について説明が適切に行われている	△
【コメント】 埼玉県児童福祉審議会規則に、児童福祉法第27条第6項に関する事項（入所措置等の申立）は明確に示されており、該当するケースは全て報告し意見を聴取している。児童福祉法第27条第6項の措置には、必ず保護者等に説明しているが、児童福祉審議会の審議について全て説明しているとは限らない。	

	第三者 評価結果
【評価項目64】 児童福祉審議会に対して必要な報告を行っているか	a
[No. 186] 児童福祉審議会に対して必要な報告が行われている	○
【コメント】 児童福祉審議会に対して報告が必要なケースは明確になっており、該当するケースについては、児童福祉審議会に全て報告している。	

○家庭、地域に対する援助に関する事項	第三者 評価結果
【評価項目65】 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	a
[No. 187]家庭や地域に対する援助において、市区町村との連携のもと総合的な企画とその実施に積極的に取り組んでいる	○
[No. 188]ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭に対し、総合的な援助を行っている	△
[No. 189]巡回相談が適切に行われている	×
[No. 190]療育手帳にかかわる判定事務等を適切に実施している	○
[No. 191]都道府県及び市区町村の障害児支援に関し、児童相談所として求められる支援等を適切に行っている	○
【コメント】 ひきこもり等の状態にある子どもの相談は、市の教育相談機関等に対応することが多く、安全確認ができない等のケースは児童相談所で関わることもある。療育手帳の判定で来所した際に、保護者から相談があれば必要な助言をし、場合によっては市の障害福祉部署へ情報提供をしている。なお、管内は東西南北とも10km余の地域のため巡回相談は実施していない。	